

令和 8 年度事業計画書

政府の最新の経済見通しによると、「令和 8 年度は、所得環境の改善が進む中で、各種政策効果も下支えとなり、個人消費が増加するとともに、危機管理投資・成長投資の取組が進展する中で、設備投資も増加するなど、引き続き、国内需要中心の経済成長となることが期待される。令和 8 年度の実質 GDP 成長率は 1.3% 程度、名目 GDP 成長率は 3.4% 程度、消費者物価（総合）は 1.9% 程度の上昇率になると見込まれる。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等の影響には、十分注意する必要がある。」とされています。

こうした状況のもと、自家発電設備を取り巻く環境については、巨大地震や大型台風などの自然災害への備えとしての防災・減災対策、さらには事業継続計画（BCP）に基づく設備導入の需要は、急激な拡大こそ見込みにくいものの、安定的に一定の需要が継続するものと考えられます。

当協会は、本年度も製品認証事業および自家用発電設備専門技術者養成事業を中心に、自家発電設備等の信頼性・安全性の一層の向上と普及促進を目指し、事業運営を進めてまいります。

各事業の事業計画の概要は、以下のとおりです。

1. 自家発電設備の製品認証

（1）消防庁長官登録認定機関としての認定の実施

消防法施行規則第 31 条の 4 に規定する登録認定機関として、「自家発電設備の基準」に適合していることの認定を行います。

（2）製品認証機関としての認証の実施

ISO/IEC 17065 に基づく製品認証機関として、各種審査及びサーベイランスにより、自家発電装置等の認証基準に対する適合性評価を計画的に実施し、認証委員会の決定に基づき、適合証明書及びサーベイランス結果通知書を発行します。

（審査件数）

審査の種類	令和 8 年度 計画数（件）	令和 7 年度 実績数（件）（見込）	前年度実績比 （%）
新規審査	0	3	—
変更審査	0	0	—
更新審査	2	8	25
サーベイランス	31	17	182

(3) 適合マーク等の交付

製品認証機関の適合マーク、消防庁長官登録認定機関の認定マークを交付します。

なお、消防庁長官登録認定機関の認定マーク交付枚数は、防災用自家発電装置及び常用防災兼用発電装置の適合マーク交付枚数の合計と同数です。

(適合マーク交付枚数)

種 別	令和8年度 計画数 (枚)	令和7年度 実績数 (枚) (見込)	前年度実績比 (%)
防災用自家発電装置	5,600	5,840	96
常用自家発電装置	120	157	76
常用防災兼用発電装置	10	4	250
可搬形発電設備	13,000	9,500	137
非常動力装置	100	112	89

2. 自家用発電設備専門技術者の養成

(1) 自家用発電設備専門技術者の講習・試験及び更新講習の実施

① 自家用発電設備専門技術者の資格を取得するための講習・試験は、全国8地区で9月から11月の期間で行います。

資格取得希望者を会員、非会員から広く募集するため、募集期間は3月中旬から6月中旬までとします。また、各会場とも定員制で実施します。受講者が所属する事業者が申請対象となる厚生労働省の人材開発助成金に関する情報を適宜協会ホームページなどで提供します。

(新規申請者数)

資格の種類	令和8年度 計画数 (名)	令和7年度 実績数 (名)	前年度実績比 (%)
自家用発電設備 専門技術者	900	880	102
可搬形発電設備 専門技術者	550	542	101

② 自家用発電設備専門技術者の資格保有者に対する5年毎の更新講習を、昨年度と同様にオンラインもしくは会場の選択制で行います。期間中各自の都合に合わせてパソコン等で受講できるオンライン講習を積極的に推奨します。会場での講習は全国7地区(前年度11地区)で行います。

(更新申請者数)

資格の種類	令和8年度 計画数 (名)	令和7年度 実績数 (名)	前年度実績比 (%)
自家用発電設備 専門技術者	3,400	3,429	99
可搬形発電設備 専門技術者	1,900	1,358	140

- ③ 専門技術者の講習・試験用テキストは、法令や技術基準等の改正及び技術的進歩に合わせ必要に応じ内容を見直します。

また、更新講習用テキストについても、法令、技術基準及び不具合事例等の最新情報を提供できるよう必要に応じ内容を見直します。

- (2) 電気工事士法による特種電気工事資格の認定申請への協力

専門技術者試験合格者のうち、電気工事士法で定める特種電気工事資格者（非常用予備発電装置工事資格者）の資格取得希望者を対象に、経済産業省産業保安監督部への認定申請の協力業務を行います。

- (3) 発電設備点検済証の交付

専門技術者が発電設備の保守点検を行った際に貼付する点検済証を交付します。

(交付枚数)

点検済証の種類	令和8年度 計画数(枚)	令和7年度 実績数(枚)(見込み)	前年度実績比 (%)
自家用発電設備 点検済証	1,700	2,100	81
可搬形発電設備 点検済証	7,000	6,500	108

3. 規格・基準の整備と技術調査・研究活動

- (1) 自家発電設備に関する技術基準等の協会規格（NEGA規格）の定期的見直しを行います。
- (2) 自家発電設備に係る技術の動向や大規模災害の被害状況などの調査・研究に取り組みます。
- (3) 自家発電設備（防災用、常用）の設置に関するデータの収集・分析を行い、公表します。
- (4) 自家発電設備の出力算定法に関する基準改正に合わせ、出力算定ソフトウェアの現バージョンの後継である「NH1 Ver.4.1」を提供します。ソフトウェア入替時のユーザーサポートを行いません。
- (5) ガス専焼発電設備を都市ガスの単独供給により予備燃料なしで設置する場合に、その供給系統が消防法令の基準に適合しているかを評価委員会で審査し、その決定に基づき評価書を発行します。
- (6) 消防機関及び関連団体等の自家発電設備に関する講習会に講師を派遣します。
- (7) 行政機関等からの自家発電設備に関する諮問事項、要請事項に適切に対応します。

4. 協会事務局関連

(1) 定時総会・理事会の開催及び委員会活動

定時総会を6月に、通常の理事会を3回開催します。

委員会（政策審議委員会、技術委員会、認証制度運営委員会、認証委員会、専門技術者審査委員会、ガス供給系統評価委員会等）及びその部会等の開催を計画に沿って実施します。

また、各省庁や関連団体の外部委員会等へも積極的に参画します。

(2) 広報活動・情報公開

協会の事業活動、及び行政・業界等の情報を掲載する月刊広報誌「内発協ニュース」を発行し、会員、関係省庁・団体、消防機関等に広報します。

ホームページでは、適時適切な情報提供と情報公開を行うとともに、会員専用サイトにおいては役立つ情報を迅速に発信していきます。

(3) 視察研修会の実施

自家発電設備に関する新技術及び設備等、国内で見学に対応しいプラントが確認・調整出来次第、視察研修会の実施を計画します。

(4) 表彰活動

① 当協会表彰

当協会の事業運営に貢献を頂いた方々に対し、定時総会時に「功労者表彰」を行います。

② 官公庁及び関連団体表彰

官公庁及び関連団体の表彰に会員各社より推薦します。

・国土交通省

「優秀施工者 国土交通大臣顕彰」(建設マスター)

「青年優秀施工者 土地・建設産業局長顕彰」(建設ジュニアマスター)

・総務省消防庁

「消防庁長官表彰」(消防機器開発普及功労者)

・一般社団法人全国消防機器協会

「会長表彰」(消防機器等関係者)

「黄綬褒章」推薦支援

・電気安全関東委員会（一般社団法人日本電気協会）

「委員長表彰」(電気主任技術者・電気工事士部門)

(5) その他

創立50周年記念行事（記念史の発行、記念式典の開催）を実行します。

以 上